

SNS を活用した「富士山といえば静岡」映像・写真投稿キャンペーン実施業務委託公募要領

1 趣旨

静岡県観光基本計画に基づくインバウンド誘客戦略「富士山といえばしずおか」を周知し、観光地としての静岡県の認知度を高め、インバウンド観光客の目的地として選ばれることを目的とし、富士山に関する映像・写真投稿キャンペーン事業を実施する。

2 募集概要

- (1) 業務名 SNS を活用した「富士山といえば静岡」映像・写真投稿キャンペーン実施業務委託
- (2) 契約者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 別紙「SNS を活用した「富士山といえば静岡」映像・写真投稿キャンペーン実施業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで
- (6) 契約限度額 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 1 件

3 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近 1 年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール (予定)

県HPでの公告開始	令和8年8月12日(水)
参加申込書等の提出	令和8年8月18日(火)17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年8月20日(木)15時まで
審査会(書面審査)	令和8年8月21日(金)(予定)
審査結果の通知	令和8年8月24日(月)まで
※なお、企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合がある。	

(2) 参加申込書等の提出

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

提出物	内 容	様式	部数
参 加 申 込 書	・参加申込書	様式1	1

ア 提出期限

令和8年8月18日(火)17時まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

メールアドレス: kanou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

電子メールにて提出

(3) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

提出物	内 容	様式	部数
企 画 提 案 書	以下のアからウの事項について、評価基準を踏まえ、できる限り具体的な提案内容を記載すること。 ア 業務の実施体制 ・業務実施体制(実施責任者、担当者の役職、氏名) ・実施責任者、担当者の業務内容 ・過去5年間に実施した類似事業の実績 イ 提案の概要 ・キャンペーンの企画、運営内容 ・キャンペーン広報	様式2	1
参 加 資 格 確 認 書 類	・会社概要等(定款及び組織、沿革、事業等会社の概要) ・直近1年間の納税証明書(国税又は都道府県税)	任意	1
見 積 書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	任意	1

※ 上記「企画提案書」の内容については、契約予定者を選定するためのものであり提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

※ 提出書類は最小限とする。なお、コピー等が困難な添付資料がある場合は、4部提出するものとする。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 20 日（木）15 時まで（必着）

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 11 階）

電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

（4）企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領等に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

企画提案が多数あった場合は、企画提案書提出後、書面での一次審査を行う場合がある。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査に係る事項

（1）審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、審査項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

（2）審査会

ア 実施日

令和 8 年 8 月 21 日（金）

※ プレゼンテーションは行わず、書面審査とする。

イ 審査項目及び評価内容

提案された事業内容について、以下の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

【評価基準】

番号	評価項目	評価基準	評価
1	実施体制	業務を実施する上で資格、経験、専門知識や人数等、適切な業務実施体制を有しているか。	5
2	実現可能性	具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されているか。	5
3	業務の内容等	「富士山といえはしずおか」を周知し観光地としての静岡県認知度を向上させることにつながる内容になっているか。	5
		静岡県から見た富士山の映像や写真の SNS 投稿を促進する方法として有効であるか。	10
4	経済合理性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。	5
合計			30

※ 評価の総得点が 6 割に達しない場合は、選定対象としない。

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書又は非選定通知書にて、全ての企画提案者に 8 月 24 日（月）までに通知する。

6 契約方法

- ・契約予定者は、県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- ・契約予定者が正当な理由なく県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

7 留意事項

本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

8 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課観光振興班

住所：〒420-8601 静岡県葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁東館 11 階）

電話：054-221-3684

E-mail：kankou3@pref.shizuoka.lg.jp